

令和4年 下呂市農業委員会第2回総会議事録

開催日時 令和4年2月3日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員  
 2番 上野耕正                      4番 中川元宏                      5番 嶋田浩  
 6番 熊崎みどり                    7番 中島義彦                    11番 二村昭司  
 12番 小林寿                        14番 鎌倉誠也                    15番 細江忠光  
 16番 中島尊治                      21番 金森茂俊                    22番 高木康則  
 23番 佐古健

欠席委員  
 1番 山下康子                      3番 大森公治(推)                    8番 林忠和(推)  
 9番 中川輝男(推)                    10番 田中覚章(推)                    13番 川口太三(推)  
 17番 松嶋光秋(推)                    18番 熊崎博(推)                    19番 中島次郎(推)  
 20番 二村正明(推)                    24番 日下部道男(推)                    25番 井戸克彦(推)  
 26番 佐古正昭(推)

議事日程  
 第1 会長あいさつ  
 第2 議事録署名者  
 第3 議事  
 議事 8号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について  
 議事 9号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議事 10号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議事 11号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議事 12号 土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について  
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名  
 本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。  
 ただ今から第2回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。  
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
 23番 佐古健 委員  
 2番 上野耕正 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第8号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。  
 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条の規定による別段の面積の設定について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第9号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第10号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の6ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第11号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。議案の7～8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
21番	<p>5条の2と3は隣接している？連反性はどうか？圃場整備してあるように見えるが。</p>

7番	ここは駅のすぐ東側でして、このあたり一帯は旧町村時代に宅地化を推進するため農振地から外した経緯があります。元々は小さな三畝割りの農地だったところですが、転用目的は一般個人住宅ということで、宅地化を進めていく場所として問題ないと思います。
事務局	立地条件としては三種農地であると考えられます。付近には耕作されている田もありますが、この通り沿いについては住宅も多数あります。
会 長	そのほかご意見はございますか？
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	<b>【挙手全員】</b>
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第12号 土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について意見を決定したく提案いたします。担当者説明をお願いします。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
11番	農地の割合でいくと、どれくらいの面積か。
事務局	西上田2工区、跡津1工区です。詳しくは資料27ページにあります。
4番	この申出者以外の方は提出は不要なのか。
事務局	必要ですが、現状ではまだ出てきません。ここは来年度集積予定ですが、まだ権利設定をしていないので…。令和4年度に集積による権利設定を行った後に、残りの農地も、おそらく年末あたりに同じような議案が上がると思われます。
4番	今までこの議案にかかったことのある羽根や馬瀬などの場合はこのような個々の申出書は見たことがなかったのだが。
事務局	これまでは申出件数が多すぎて議案に添付できなかったため事務局で一覧表にして添付していたからですね。この地区についても集積後に議案が上がった際には一覧表で議案に添付されると思われます。
会 長	そのほかご意見はございますか？

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長           そのほか、ご意見、ご質問はございますか。

事務局          令和3年度の農作業料金・農業労賃調査について、お手元に配布させていただいた資料通りに回答いたしましたので報告いたします。

事務局          農地事務研究会において、タブレットは全員配布との話がありました。県内では下呂市と本巣市は当初から手を挙げて予算化していたので、早い段階で配布できると思われます。

                  タブレットについての視察と地域づくりを組み合わせ視察メニュー化する取り組みを農林水産大臣賞に推薦させていただきました。まだ推薦書を提出しただけですので結果はわかりませんが、また随時ご協力を願います。

会 長           以上をもちまして、第2回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

**※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。**

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

## 第2回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。  
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

### (別段の面積の設定について)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第8号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について説明いたします。こちらの案件については、農地法施行規則第17条第2項の適用について別紙の申請書が提出されましたので、農業委員会の承認を求めるものです。今回は、別段の面積の設定が1件、解除が3件提出されています。</p>		/
	<p>まず、下呂市の別段の面積(=農地取得の際の下限面積)は令和2年7月3日開催の第7回農業委員会総会において、同規則17条第1項の規定においては、それまでの20アールから市内全域10アールに引き下げを行いました。</p> <p>次に、新たに、同規則17条2項を適用する区域として、</p> <p>(1) 譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接する農地 (2) 遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地</p> <p>以上すべてに該当する場合、申請により農業委員会が筆指定した農地については下限面積を0.01アール(1㎡)から取得できることとしました。</p> <p>今回の下限面積適用申請では担当の鎌倉誠也委員が現地確認を行い、条件に合致することを確認しております。</p> <p>この議案で承認されますと、本日付で告示となり、次にご審議いただく農地法第3条申請での下限面積の要件を満たすこととなります。</p>		/
1		14番 鎌倉誠也	<p>別段の面積の適用を受けたい申請地について説明します。 場所は宮地で、****の裏手付近の場所です。申請地は譲受人の自宅のすぐ後ろであり、農地の効率利用を図るために譲り受け、農業に励むものです。譲受人が耕作することによって、確実に今後の遊休化防止につながると考えます。また、小規模農家が利用しても、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に全く影響がない箇所と判断しましたので、別段の面積の適用についてご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	<p>以上、農地法第3条の規定による別段の面積の設定および解除について審議をお願い致します。</p>		

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件提出されています。		
1	番号1については、農振農用地です。 譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、1.41aとなり通常の下限面積10aを下回りますが、先ほどの議決で、告示により申請地は下限面積0.01aが適用されることとなります。	14番 鎌倉誠也	3条1番について説明します。場所・内容ともに先ほどの説明の通りです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
2	番号2については、農振農用地です。 譲渡人の自宅から離れた農地であり管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人は現状下呂市には農地を所有していませんが、市外に48.01aの農地を所有しており、取得後の耕作面積は52.31aとなります。	21番 金森茂俊	3条2番について説明します。場所は金山町戸部で、横谷峡トンネルを関方面へ抜けて登呂瀬集落に入る分岐から350mほど進んだあたりです。 申請地は平成5年に3条申請が提出されましたが、通作距離が長いため許可を得ることができませんでした。しかし、それから約30年間実質的に申請地を管理しており、獣被害防止柵なども自費で設置され、良保全農地です。下呂市内に小屋を持っており、この農地のほか山林を管理するために、自宅と行き来をしているそうです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。		

(農地法第4条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、店舗等施設への転用が1件、面積については畑473㎡です。		
1	番号1については、申請地を一般個人住宅の進入路、倉庫および駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は次の5条申請にかかる申請人所有農地のみであることから問題はないと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	5番 嶋田浩	4条1番について説明します。申請地は萩原町奥田洞で、国道と四美をつなぐガード下のすぐ近く、****の向かい付近です。 申請地は転用が必要だと気付かず、昭和の時代から申請者自宅への進入路、倉庫、駐車場として使用されており、始末書が添付されています。 隣接する農地は申請者のものであることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。

2	<p>番号2については、申請地をガソリンスタンドとその駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径500m以内に中原小学校、なかはら子育てステーションがあることから第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	18番 熊崎博	<p>4条2番について説明します。申請地は瀬戸で、国道41号瀬戸の信号のすぐ隣です。 申請者の亡き父親が50年ほど前からガソリンスタンド、駐車場として使用しており、相続を受けた息子が地目が農地であることに気づき申請したものであるため、始末書が添付されております。隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。			

(農地法第5条)

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、植林地が1件の計6件、面積については田1,050㎡、畑320.43㎡です。</p>			
1	<p>番号1については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>	5番 嶋田浩	<p>5条1番について説明します。申請地は4条1番の東隣です。 譲渡人は現在住んでいる住宅が老朽化しており、妻の実家付近に居宅を新築したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>
2	<p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意も得られていることから問題はないと思われます。</p>	9番 中川輝男	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町上村で、JR飛騨萩原駅の裏手、****の裏手付近です。 申請地は現在耕作されておらず、現在アパートに住んでいる譲受人が一般個人住宅として使用したいため転用許可を求めるものであります。 近接する農地の同意は得られており、問題は無いと思われます。</p>
3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意も得られていることから問題はないと思われます。</p>	9番 中川輝男	<p>5条3番について説明します。申請地は5条2番のすぐ南側の農地です。 申請地は現在耕作されておらず、一般個人住宅として使用したいため転用許可を求めるものであります。 近接する農地の同意は得られており、問題は無いと思われます。</p>

4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	15番 細江忠光	<p>5条4番について説明します。申請地は門和佐で、下呂白川線を夏焼方面から門和佐に入り、門和佐川の手前を東に入ってすぐの付近です。</p> <p>譲渡人は県外に居住しており管理が難しく、譲受人は隣接する土地に住宅を建築したいため、申請地を譲り受け進入路として利用したいため転用許可を求めます。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	15番 細江忠光	<p>5条5番について説明します。申請地5条4番の東側です。</p> <p>譲渡人は県外に居住しており管理が難しい状態であり、譲受人は4番と同一人物です。建築予定の隣接地とともに、住宅として一体利用したいため転用許可を求めます。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、植林地として利用したいため、転用許可を求めます。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	23番 佐古健	<p>5条6番について説明します。申請地は金山町菅田桐洞で、旧道添いの****付近、****の隣の農地です。</p> <p>譲渡人は現在県外に居住しており申請地の隣に空き家も保有しており、隣家の住人である譲受人が空き家とともに農地を譲り受けて植林したいため転用許可を求めます。</p> <p>申請地は山際に面しており、砂防堤もあり使いづらい農地です。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。			

### (土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について)

事務局説明	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明させていただきます。</p> <p>令和4年1月17日付県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業跡津・西上田地区)の申請の公告に係る土地改良事業について、別紙のとおり参加申出書が提出されたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第1項第2号の規定に基づき、農業委員会に審議を求めます。</p> <p>今回、議案の10ページから24ページまでに記載してある14件の参加申出書の提出がありました。</p> <p>今回申し出があった所有者の農地は農地中間管理事業により****、トマト農家である****さん、****さん、****さんが使用収益権者となっています。通常であれば土地改良事業の参加資格があるものは、所有権に基づき耕作等されるものについては所有者が、また、使用収益権に基づき耕作等されるものについては使用収益権者とされます。</p> <p>例外として、使用収益権が設定された農地の所有者が特別な理由があつて農業委員会に申し出し、農業委員会がその申し出を承認した場合、土地改良事業の参加資格が所有者に認められるというものです。</p> <p>今回の申出はこの例外によるものになり、申し出る理由はいずれの申出者も「土地改良事業費を負担するため」となります。</p> <p>申請書綴りの最終ページにあります参考資料は、そのあたりの法令事項についてまとめたものになります。</p> <p>農業委員会に提出された申出書については農地台帳で確認し記載された内容は正しいものであることを事務局にて確認しました。</p> <p>申出書の内容については土地改良法の目的に合致し何ら問題もないことから土地改良法第3条第1項第2号に規定される「相当」であると思われま。</p> <p>以上審議をお願いします。</p>
-------	--